

南区まちかど文化ひろば運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は市民の文化・地域活動の身近な発表の場、鑑賞の場、ふれあいの場として利用できる空間(以下「まちかど文化ひろば」という。)の登録、利用などに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事 業)

第2条 区長はまちかど文化ひろばの目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) まちかど文化ひろばの登録に関すること。
- (2) まちかど文化ひろばの広報に関すること。
- (3) まちかど文化ひろばの利用の承認に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、まちかど文化ひろばの目的達成に必要なこと。

(登 録)

第3条 区長は、次の各号に掲げる要件を満たす空間等を、当該空間等を管理する者の申し出を受けて、まちかど文化ひろばとして登録する。

- (1) ギャラリーとして利用できること。
- (2) だれでも立ち寄れる場所であること。
- (3) 無料で利用できること。

2 区長は、前項の規定により登録されたまちかど文化ひろばが、まちかど文化ひろばとしてふさわしくなくなったと認める場合又はまちかど文化ひろばの管理者(以下「管理者」という。)が登録の辞退を申し出た場合は、登録を取り消す。

(利用の申込み)

第4条 まちかど文化ひろばを利用しようとするものは、利用をしようとする日の3か月前から、南区総務部企画振興課(以下「企画振興課」とする。)に南区まちかど文化ひろば利用申込書(様式第1号)を提出することができる。

2 同期間に複数の申し込みがあった場合は、原則として申し込みの先着順とする。

3 継続しての利用は、原則として最長2週間とし、利用時間は設営及び撤去の作業時間を含む。

4 企画振興課は、第1項の申し込みが、まちかど文化ひろばの目的に適合していると認められ、かつ、当該管理者から利用期間、利用内容等について承諾を得られた場合は、南区まちかど文化ひろば利用承認書(様式第2号)を当該申請者に交付する。

(利用の協議)

第5条 まちかど文化ひろばの利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ通知書を管理者に提出するとともに、当該管理者と利用について協議し、その指示に従う。

(利用者の心得)

第6条 利用者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1)商行為を行わないこと。
- (2)管理者から、特別な利用について光熱水費の請求がなされた場合は、これを負担すること。
- (3)事故防止に努めること。
- (4)まちかど文化ひろばの施設及び設備の損傷、展示物等の損傷、盗難等の被害、展示物等による人、物などに対する損害、その他の利用者の責に帰すべき事由により生じた事故について責任を負うこと。
- (5)設営及び撤去作業等は、自らこれを行うこと。

(利用後の後始末等)

第7条 利用者は利用後、撤去及び清掃等を行い、もとの状態に復する。

(利用の取りやめ)

第8条 利用を取りやめるときは、利用開始の前日までに地域支援課に連絡する。

(その他)

第9条 その他、利用者は区役所、施設管理者の指示に従う。

附則

この要綱は、平成22年4月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年4月1日から施行する。